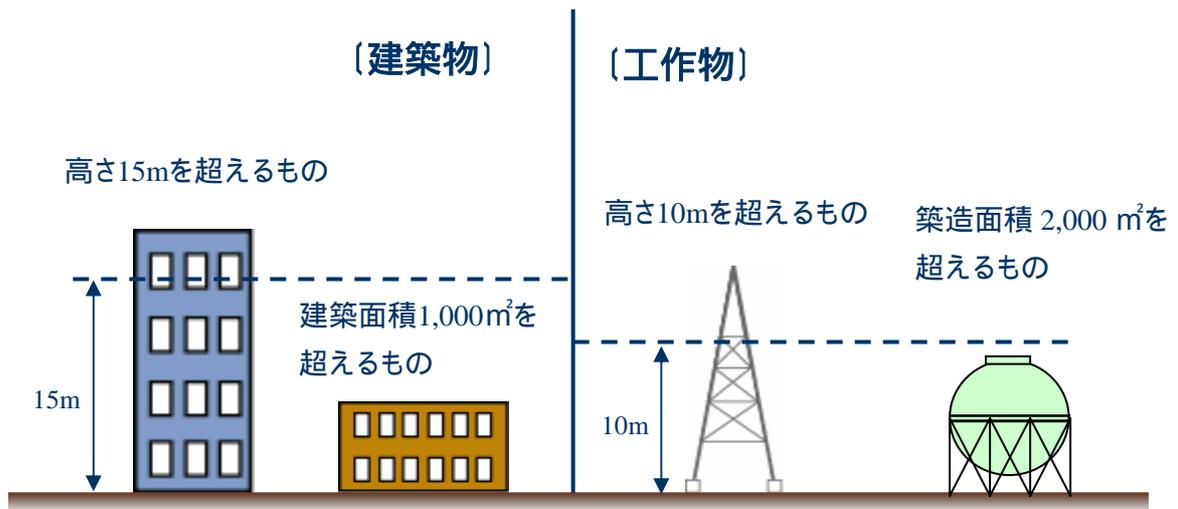


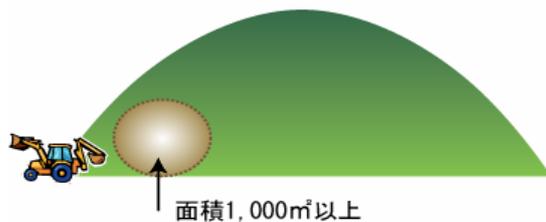
届出規模と景観形成基準について

届出対象行為

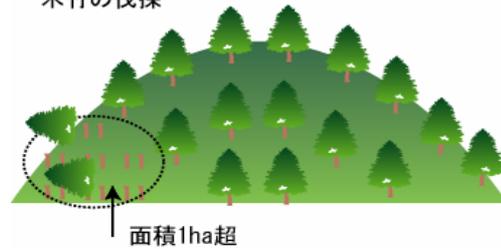
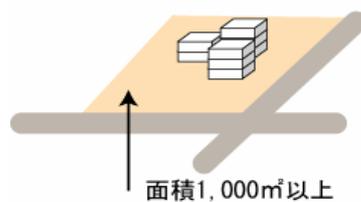
建築物及び工作物



開発行為、土地の開墾、木竹の伐採関係

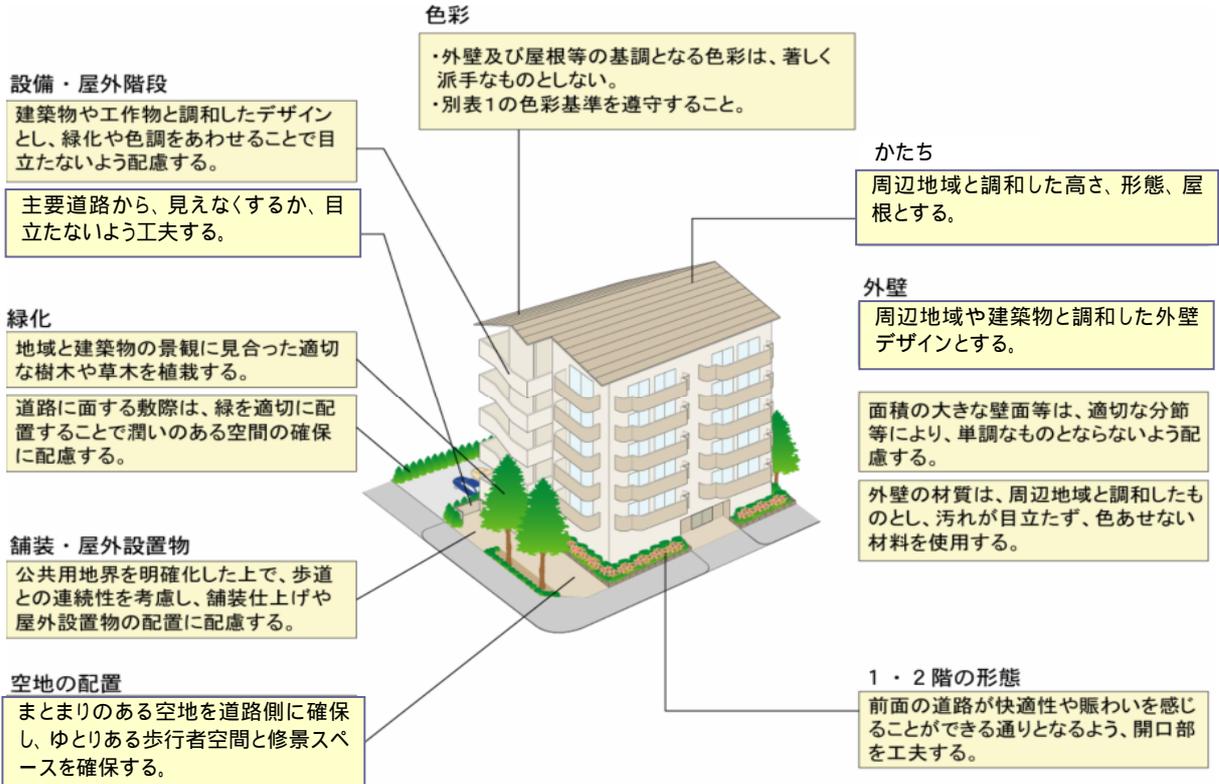
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採
その他の土地の形質の変更

木竹の伐採

屋外における土石、廃棄物、
再生資源その他の物件の堆積

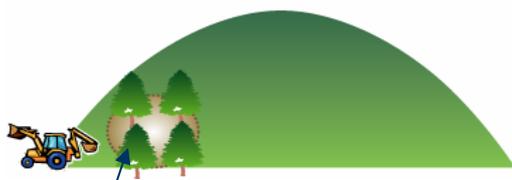
景観形成基準

建築物及び工作物



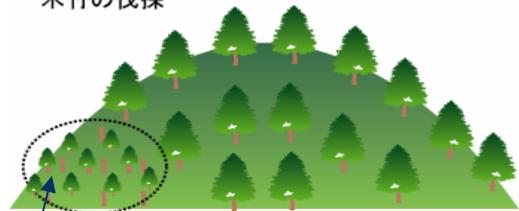
開発行為、土地の開墾、木竹の伐採関係

土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採
その他の土地の形質の変更



- ・採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて緑化等を施し、周辺地域との調和に配慮する。
- ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。

木竹の伐採



- ・大規模な伐採を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺地域との調和に配慮する。
- ・行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行う。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積



- ・高さを可能な限り抑え、整然とした物件の堆積を行う。

- ・道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を緑化や塀の設置等により遮蔽する。

(別表1)

<色彩基準>

- ・計画にあたっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- ・外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

色彩基準(外壁基本色)

R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
 Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
 その他の色相の場合、彩度2以下
 JISのマンセル表色系による

- ・ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

外壁各面で1/3以下の面積でサブカラーとして使用する場合。

(サブカラーとは外壁基本色に対し補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。)

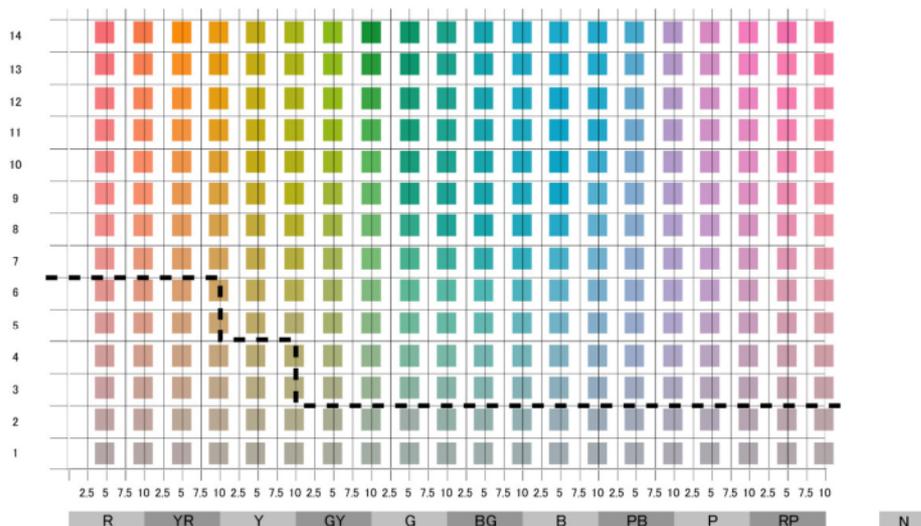
外壁各面で1/20以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合。

(アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して1/3以下とすること。)

着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合。

歴史的又は文化的な事由等により、社会通念上認められている場合。

彩度



※マンセル値とは、色彩を色の3属性(色相、明度、彩度)に基づいて表現したものです。
 色立体の中心軸からでた枝の方向、枝の高さ、枝の長さが、その色の色相、明度、彩度を表します。
 ※彩度の表では、実際の明度にかかわらず、全ての明度を7と固定しているため、実際の色彩と異なります。
 また印刷では正確な色彩は表現できないので、色見本等での確認が必要です。

